



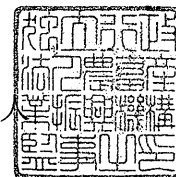
26農畜機第1562号  
平成26年6月27日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 純 二 殿

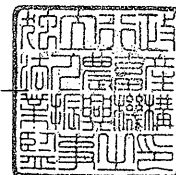
独立行政法人農畜産業振興機構

監事 渡部 裕



独立行政法人農畜産業振興機構

監事 伊藤 純



## 監事監査報告書

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法の概要

監事は、幹部会等重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等閲覧し、本部及び地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室からの内部監査の実施状況の報告及び会計監査人からの会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画を中心とした契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

## 2 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

- (1) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 事業報告書は、中期計画及び年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 役職員の業務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められません。

## 3 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

### (1) 内部統制の状況について

今年度監査においては、中期目標に基づき法令を遵守しつつ独立行政法人のミッションを効果的かつ効率的に果たすべく組織が整備・運用されているかという事を念頭に置き、各部署の管理職から年度計画に基づく業務実績の報告を聴取するとともに、例年どおり40名の非管理職との非公開面談を通じて機構における内部統制の状況を確認しました。

### ア. ガバナンス

当機構においては、中期目標・中期計画・年度計画に関し部門毎に“具体化推進シート（工程表）”を作成し、四半期毎に理事長以下全役員による評価・点検が行われ、目標達成に向けてレビュー及び必要な見直しが行われています。

また、毎週月曜日に全役員に一部幹部職員を加えて幹部会を開催しており、理事長からの指示伝達や業務に関連する報告や情報・意見交換などが行われています。幹部会後には資料等をイントラネットに掲載するとともに、各役員が担当する部門の幹部職員を集め会議の詳細を説明するなどしており、基本的な“統制環境”並びに“情報と伝達の仕組み”が構築されているものと判断します。

一方で、以下の点に関しては改善の余地があると考えます。

(ア) 機構の業績評価における成果分析の具体性向上

年度計画に基づく機構の業績評価においては、数値化、具体化をより一層進める必要があると考えます。分かり易い、より適切な成果分析を十分に行い、評価の内容を第三者にとっても具体性のある納得感を伴ったものにしていくべきと考えます。

(イ) 決裁事務の効率化と管理意識の強化

当機構内の起案文書は、その多くが多数の部署に合議されていますが、事案によっては真に回付が必要な部署・役職なのか疑問に思える例もあります。このことにより、回付時間も長くなることから文書紛失のリスクも格段に大きくなり、決裁迅速化、事務効率化の妨げになっているのではと思われます。また、添付確証類が不備なまま回付されているものも見受けられ、多くの部署・役職が捺印する中で、責任の所在の曖昧さや責任感の希薄化が起きているのではと危惧します。事案に応じた決裁権限と回付先、回付方法等を点検し、文書管理体制の再構築を行うべきと考えます。

(ウ) 補助・交付事業における現地調査

補助・交付事業においては、畜産・野菜・特産など何れの部門でも事業実施主体、事業者及び生産者に対する現地調査が行われています。しかしながら、その調査実施数、頻度、調査方法については事業によりまちまちで大きく異なっています。

現地調査は、当該事業を適正に実施する上で、契約内容、実績、交付状況に関する証拠書類を確認する必要性から、更には事業実施主体等を牽制する意味合いから非常に重要です。また事業実施主体等に対して事業の趣旨を正しく伝え、彼らの生の声を聞き、政策の普及を図る貴重な機会でもあります。人員も時間も限られている中で、それぞれの事業担当者が独自に回るだけではなかなか調査効率は上がりません。

今後、職員を事業横断的により有効に活用することで組織的効率的に計画を組み、現地調査の実施を促進していくことを期待します。

(エ) 規程の改定と適正運用

当機構の旅費規程には、旅費計算における起点・終点が明確に定められていないため、職員により実際に要した費用と精算金額が異なる場合があります。また、タクシー利用についての支払基準が明確にされていないため、別

途支給されるべきタクシー代が日当の一部として処理されています。

これらの問題を解決し統一的に適正な精算が行われるよう、当機構としての規程を整備すべきと考えます。

#### イ. コンプライアンスの推進

副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の下で、各部門の担当理事によるコンプライアンス意見交換会、内部監査時のコンプライアンスチェックシートによる確認やDVD視聴、新規採用者・採用内定者・管理職昇任者らに対する研修、四半期毎のコンプライアンス推進の日の制定などの活動をしており、コンプライアンス意識の浸透が進んできている点は評価できます。

ただし、パワハラ・セクハラなどのハラスメントについては社会的コンセンサスも未だ成熟過程にあり、また、個人の主観により判断が左右される面もあることから、今後とも各種ツールの活用や更なる工夫を継続しながら、社会環境の変化に注視しつつ根気よく啓発活動を続ける必要があると考えます。

また、昨今コンプライアンス関連で社会的にも大きく取り上げられている事例を踏まえて、対外文書・情報公開等の取り扱いにおいては些細なミスに端を発したものであっても、その後の迅速・適切な処対応に繋がるよう、即一報の励行を確実に浸透させるべく、引き続き内部教育の強化が必要と考えます。

なお、業務監査室にコンプライアンス相談窓口を設けていますが、25年度はこの利用実績がゼロになっています。切羽詰まった時の駆け込み寺という位置付けでは、出入りしただけで周囲に問題視されるのではと敬遠する傾向があるのではと懸念します。ハラスメント全般の疑問や質問も受けるなど、間口を広げ敷居を下げ、職員がもう少し気安く気楽に相談できる機能として活用することも検討すべきと考えます。

#### ウ. 情報セキュリティ

情報セキュリティの最大課題であったICカードキーによる執務室への入室管理が前年度に導入され、また、臨時職員まで含めた情報セキュリティ教育の継続実施などで改善が見られました。

近年、直接交付方式の事業の進展に伴い、生産者等の個人情報の取扱い量や取り扱う機会が急速に増加しています。今後とも万全の注意を以て取り組む必要があると考えます。

また、外部にセキュリティ診断を依頼するなどして、当機構としてのセキュリティ対策実施基準の策定や、各事業システム間でのセキュリティのレベル合わせなどを進めています。これらのシステムは機構の事業の根幹をなすものであり、事が起これば問題は機構内に留まらず関係者にも多大な迷惑を掛け得ることを考えると、これらの強化、改善の指摘には時間をかけず組織

を挙げて最優先で対応すべきと考えます。加えて、社会的に問題になっているサイバー攻撃への対策などについても速やかに実施していくべきと考えます。

## (2) 契約の状況

### ア. 随意契約の見直しの状況

機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）や、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、機構内に外部有識者等によって構成する契約監視委員会を設置し、随意契約等見直し計画を策定し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約に移行するよう努めてきました。

平成25年度には表1のとおり競争性のない随意契約は、件数で20件（シェア11.3%）になっております。この20件については、事務室の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものとなっています。このように契約全体としては、見直しの成果が現れ、評価できるものとなっています。

一方で、案件によっては発注単位の決定方法や予定価格の算出方法などに明解さを欠くものもまだ見受けられます。こういったものを一つ一つ改善しながら、今後も継続して、競争性のない随意契約の削減に向けて更なる徹底を図り、競争性・透明性の確保に努めていくべきものと考えます。

随意契約見直しの進捗状況

\*上段(%)は、構成比である。

(単位：件、百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度				平成25年度			
	件数	金額	件数	金額	対前年度増減		件数	金額	対前年度増減	
					件数	金額			件数	金額
競争入札等	(79.1%) 136	(92.8%) 8,801	(83.5%) 126	(92.9%) 6,579	(△7.4%) △10	(△25.2%) △2,222	(81.9%) 145	(96.0%) 13,515	(15.1%) 19	(105.4%) 6,936
企画競争・公募	(9.3%) 16	(2.2%) 206	(4.6%) 7	(0.7%) 52	(△56.4%) △9	(△74.8%) △154	(6.8%) 12	(0.8%) 114	(71.4%) 5	(120.2%) 62
競争性のある契約	(88.4%) 152	(95.0%) 9,007	(88.1%) 133	(93.4%) 6,631	(△12.5%) △19	(△26.4%) △2,376	(88.7%) 157	(96.8%) 13,629	(18.0%) 24	(105.5%) 6,998
競争性のない 随意契約	(11.6%) 20	(5.0%) 472	(11.9%) 18	(6.6%) 465	(△10%) △2	(△1.5%) △7	(11.3%) 20	(3.2%) 452	(11.1%) 2	(△2.7%) △13
合 計	(100%) 172	(100%) 9,479	(100%) 151	(100%) 7,096	(△12.2%) △21	(△25.1%) △2,383	(100%) 177	(100%) 14,081	(17.2%) 26	(98.4%) 6,985

イ. 1者応札解消（競争参加者の増加）の取組み

競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは、実質的な競争原理が働かないとの観点から、機構においては、1者応札の可能性のある契約について、次のような措置を講じています。

- ・競争参加資格の緩和（参加資格についてはできる限り幅広く対象）
- ・十分な公告期間の確保（公告から入札までの期間を延長）
- ・仕様書の見直し（システムの更新や改修の場合は、現行システムの情報を開示する旨を仕様書等で明示）
- ・入札案件の周知（ホームページ等で周知）
- ・前広な入札予定情報の事前公表  
（毎年度定例的に発生する契約について、年間入札予定情報を公表）
- ・入札説明会には複数の参加者があったものの結果的に1者応札となった事案では入札に参加しなかった者に対してアンケート調査を実施し、不参加理由を分析・検証し、改善策等の具体化を図っていく。

このような取組みを継続してきた結果、競争性のある契約件数全体に占める1者応札件数の割合は、平成25年度で13件（8%）にまで改善されました。今後においても、これらの1者応札解消への取組みを継続していくべきと考えます。

契約形態別応募者状況

（単位：件、%）

契約方式	応募者数	平成24年度		平成25年度		対前年比	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争 入札	2者以上	105	88%	123	90%	18	117%
	1者	15	12%	13	10%	△2	87%
	計	120	100%	136	100%	—	—
指名競争 入札	2者以上	6	100%	9	100%	3	150%
	1者	0	0%	0	0%		
	計	6	100%	9	100%	—	—
企画競争 ・公募	2者以上	7	100%	12	100%	5	171%
	1者	0	0%	0	0%		
	計	7	100%	12	100%	—	—
合計	2者以上	118	89%	144	92%	26	122%
	1者	15	11%	13	8%	△2	87%
	計	133	100%	157	100%	—	—

### (3) 給与水準適正化等の取組み

機構では、前中期計画期間中に給与の適正化に取組み、平成24年度までにラスパイレス指数を101.3に低下させ“国家公務員と同程度の給与水準”にするという目標を達成しています。新中期計画においては、引き続き国家公務員の給与水準に十分配慮しながら、独法制度本来の趣旨に沿うべく自主性自律性を発揮できる給与構造を目指して改革を進めています。

この改革の一環として平成25年度については世代間格差の調整を行っており、ラスパイレス指数は100.4（試算値）となっています。十分に評価できる結果であり、今後もこの方針に沿って進めるべきと考えます。

ラスパイレス指数（対国家公務員給与指数）の推移

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (仮集計)
対全国	131.2	129.6	126.4	124.1	121.4	117.8	116.5
地域・学歴勘案	111.9	110.9	107.1	105.4	103.6	101.3	100.4

### (4) 補助事業実施主体の公募の取組み

機構の各種補助事業については、効果的かつ透明性の高い事業の実施ということから、その事業実施主体の選定においても競争性を高めるため、公募制を採用しています。この事業実施主体の公募は、

- ・ 法令等により事業実施主体が特定されているものや、継続事業であって終期未到来のもの等について公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定
- ・ 事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定
- ・ 1者のみの応募の事業であっても審査を行い、評価の結果が基準点に満たない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されています。

平成25年度の結果は下記となっています。

	公募対応	その他
野菜関連	459 百万円（159 件）	38 百万円（23 件）
畜産関連	110,411 百万円（10 件）	28,366 百万円（7 件）

さらに、新規参入希望者に門戸を広げ多くの応募を募り競争性を高める観点から、広報活動等による周知を図り、十分な公募期間の確保、公募要件の緩和等の取組みを継続すべきと考えます。

(5) 情報開示の状況

独立行政法人通則法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されています。

(6) その他特別な事案への対応

平成24年3月23日の行政改革実行本部において、独立行政法人から公益法人等に会費という名目・形式により高額・不明朗な支出が行われているのではないかと指摘がなされ、その適正化・透明性を強化する観点での見直しを図っていくようにとの決定がなされました。

これを受けて機構が公益法人に支払っている会費を点検しましたが、25年度において問題とすべき支出は発生していません。今後においても、本方針の趣旨を踏まえ、点検を継続していく必要があると考えます。

以上